

消費生活条例施行規則

昭和51年3月30日

宮城県規則第21号

改正 昭和58年 8月12日規則第 43号
平成 元年 2月 3日規則第 2号
平成 7年 7月12日規則第 67号
平成17年12月22日規則第190号
平成19年 3月30日規則第 55号
平成20年 3月25日規則第 32号
平成22年 3月23日規則第 17号
令和 2年 5月19日規則第 65号
令和 2年12月25日規則第130号

(趣旨)

第1条 この規則は、消費生活条例（昭和51年宮城県条例第14号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(不適正な取引行為)

第2条 条例第14条第1号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

- 一 商品若しくはサービスの販売の意図を明らかにせず、若しくは商品若しくはサービスの販売以外のことを主たる目的であるかのように見せかけて、又はそのような広告等を用いて消費者を誘引することにより、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 二 契約の締結の意思のない消費者に対して、契約の申込み又は承諾となることを知らせずに、電子計算機の操作への誘導等消費者を欺く方法により、当該事業者又は他の事業者に対する契約の申込み又は承諾をさせること。
- 三 商品又はサービスの品質、内容、取引条件等が実際のもの又は他の事業者により提供されるものよりも著しく優良又は有利であると消費者を誤信させるような表現を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 四 商品又はサービスの名称に他人の商品又はサービスと同一又は類似のものと誤信させるような紛らわしい名称を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 五 商品又はサービスの購入、利用又は設置が法令等により義務付けられているかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 六 自らを官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等の関係者であるかのように説明し、又は官公署、公共的団体若しくは著名な法人、団体、個人等による許可その他の関与があるかのように説明して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。
- 七 事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報を明らかにせず、又は偽つて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

八 前各号に掲げるもののほか、消費者に対し、商品及びサービスの品質、安全性、内容、取引条件、取引の仕組み等に関する重要な情報であつて、事業者が保有し、若しくは保有し得るものを提供せず、若しくは誤認を招くものを提供し、将来における不確実な事項について断定的な判断を提供し、又は販売の意図を隠して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

第3条 条例第14条第2号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

一 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、威圧的又は迷惑を覚えさせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

二 消費者の意に反して、早朝若しくは深夜に、又は消費者が正常な判断をすることが困難な状態の時に、電話等の電気通信手段を用いて、又は訪問して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

三 路上その他の場所において消費者を呼び止め、消費者の意に反して、執ように説得し、又は威圧的な言動等を用いて、その場で、又は営業所若しくはその他の場所へ誘引して、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

四 消費者が契約を締結する意思がない旨を表示しているにもかかわらず、又はその意思を表示する機会を与えられることなく、電話等の電気通信手段を用いて、又は訪問して、一方的に契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

五 商品又はサービスの購入資金に関し、消費者からの要請がないにもかかわらず、貸金業者等からの借入れその他の信用の供与を受け、又は定期預金、生命保険の解約等をして資金を調達することを勧めて、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

六 商品又はサービスの取引に際し、消費者が当該取引に関して知識が不足し、又は判断力が不十分であることに乗じて、取引の内容、条件、仕組み等について適切な説明をしないまま消費者に不利益をもたらすおそれのある契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

七 商品又はサービスの販売に関し、消費者が従前にかかわった取引に関する当該消費者の情報又は当該取引の内容に関する情報を利用して、過去の不利益を回復できるかのように告げる等消費者の窮状又は不安心理に付け込んで契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

八 消費者又はその親族等の健康又は将来の不安その他の生活上の不安をことさらにおおる等消費者を心理的に不安な状態に陥らせる言動等を用いて、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

九 商品又はサービスを販売する目的で、親切を装う行為又は無料検査その他の無償若しくは著しく廉価の商品若しくはサービスの提供を行うことにより、消費者の心理的負担を利用して、執ように契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十 その販売が主たる目的ではない商品又はサービスを意図的に無償又は著しい廉価で供給すること等により、消費者を合理的な判断ができない状態に陥れて、商品又はサービスの購入の契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十一 消費者が購入する意思を表示していないにもかかわらず、商品を一方的に消費者の自宅等に送り付け、代金引換で受領させ、又は一方的に代金その他の名目による対価を請求する等により、契約の締結を勧誘し、又は契約を締結させること。

十二 前各号に掲げるもののほか、消費者を威迫し、執ように説得し、心理的に不安な状態に陥らせる等不当な方法を用いて、契約の締結を勧誘し、又は消費者の十分な意思形成のないまま契約を締結させること。

第4条 条例第14条第3号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

一 消費者の契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消し又は契約の無効の主張をすることができる権利を制限して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

二 契約に係る損害賠償額の予定、違約金又は契約の解除に伴う清算金の定めにおいて、消費者に不当に高額又は高率な負担を求める内容の契約を締結させること。

三 債務不履行若しくは債務履行に伴う不法行為若しくは引き渡された目的物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しないものであることにより生じた消費者に対して事業者が負うべき損害賠償責任の全部若しくは一部を不当に免除し、又は引き渡された目的物が種類、品質若しくは数量に関して契約の内容に適合しないものであることに係る事業者の目的物の修補、代替物の引渡し若しくは不足分の引渡しによる履行の追完をする責任若しくは代金の減額をする責任を一方的に免責させる内容の契約を締結させること。

四 第三者によつてクレジットカード、会員証、パスワード等商品の購入若しくはサービスの提供を受ける際の資格を証するものが不正に使用されたときに消費者に不当に責任を負担させる内容の契約を締結させること。

五 契約に関する訴訟について消費者に不当に不利な裁判管轄を定める等当該契約に関する紛争又は苦情の処理について消費者に不当に不利な内容の契約を締結させること。

六 消費者に対し名義の貸与を求め、これを使用してその意に反する債務を負担させる内容の契約を締結させること。

七 消費者にとって不当に過大な量の商品若しくはサービス又は不当に長期にわたつて提供される商品若しくはサービスの購入を内容とする契約を締結させること。

八 商品又はサービスの購入に伴つて消費者が受ける信用が当該消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、そのような信用の供与を伴う内容の契約を締結させること。

九 消費者が購入する意思を表示した主たる商品若しくはサービスと異なるもの又は消費者が表示した年齢、収入、職業等とは異なる事項を記載した契約書を作成して、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

十 前各号に掲げるもののほか、取引における信義誠実の原則に反し、消費者に不当な不利益をもたらすこととなる内容の契約を締結させること。

第5条 条例第14条第4号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

一 消費者、その保証人その他の法律上支払義務のある者(以下この条において「消費者等」という。)を欺き、威迫し、若しくは困惑させ、又は正当な理由のない早朝若しくは深夜の電話若しくは訪問その他の不当な手段を用いて、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

二 法律上支払義務のない者に対して、正当な理由なく電話をし、又は訪問すること等により、契約に基づく債務の履行への協力を執ように要求し、又は協力させること。

- 三 消費者等を欺き、威迫し、又は困惑させて、預金の払戻し、借入れ、生命保険の解約を受けること等により、消費者等に金銭を調達させ、債務の履行をさせること。
- 四 消費者等に対して、正当な理由がないにもかかわらず、消費者等に不利益となる情報を信用情報機関若しくは消費者等の関係人へ通知し、又は当該情報を流布する旨の言動その他の心理的圧迫を与えて債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 五 契約の成立又は有効性について消費者等が争う相当な理由があるにもかかわらず、契約が成立し、又は有効であると一方的に主張して、債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 六 事業者の氏名、名称、住所等自らを特定する情報又は請求の根拠について明らかにせず、又は偽つたまま消費者等に対して、一方的に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。
- 七 前各号に掲げるもののほか、消費者等を欺き、威迫し、困惑させる等不当な手段を用いて、消費者又はその関係人に契約に基づく債務の履行を迫り、又は当該債務を履行させること。

第6条 条例第14条第5号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

- 一 履行期限が過ぎているにもかかわらず、契約に基づく債務の完全な履行をせず、又は消費者からの履行の催促に対して適切な対応をすることなく、債務の履行の全部若しくは一部を拒否し、若しくは正当な理由なく遅延させること。
- 二 継続的に商品又はサービスを供給する契約を締結した場合において、債務の履行が終了していないにもかかわらず、消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。
- 三 前二号に掲げるもののほか、契約に基づく債務について、正当な理由なく完全な履行をせず、消費者からの正当な根拠に基づく債務の履行の請求に対して、履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させ、又は消費者への事前の通知をすることなく履行を中止すること。

第7条 条例第14条第6号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

- 一 継続的に商品又はサービスを供給する契約を締結した場合において、正当な理由なく取引条件を一方的に変更すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、契約内容を正当な理由なく一方的に変更すること。

第8条 条例第14条第7号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

- 一 消費者がクーリング・オフの権利を行使するに当たり、これを拒否し、若しくは黙殺し、威迫し、又は術策、甘言等を用いて、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- 二 消費者の自発的意思を待つことなく商品又はサービスを消費させ、又は利用させてクーリング・オフの権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- 三 消費者がクーリング・オフの権利を行使するに当たり、手数料、送料、サービスの対価等法令上根拠のない要求をして、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。
- 四 消費者がクーリング・オフの権利を行使するに当たり、口頭による行使を認めておきながら、後に書面によらないことを理由として、当該権利の行使を妨げ、契約の成立又は存続を強要すること。

五 形式的には独立した複数の契約であつても、それらの目的とするところが相互に密接に関連付けられていて、これらの契約のいずれかが履行されるだけでは当該契約を締結した目的が全体としては達成されないと認められる場合において、消費者からの正当な根拠に基づく当該契約の申込みの撤回等に際し、当該契約のいずれかのみを解除し、取り消し、又は無効とし、残りの契約の存続を強要すること。

六 消費者のクーリング・オフの権利の行使その他契約の申込みの撤回、契約の解除、若しくは取消しの申出又は契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、法律上その義務を負う返還、原状回復、損害賠償等の履行を正当な理由なく拒否し、又はいたずらに遅延させること。

七 前各号に掲げるもののほか、消費者からの正当な根拠に基づく契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張に際し、これらを妨げて、契約の成立若しくは存続を強要し、又は契約の申込みの撤回、契約の解除若しくは取消しの申出若しくは契約の無効の主張が有効に行われたにもかかわらず、これらによつて生じた債務の履行を不当に拒否し、若しくはいたずらに遅延させること。

2 前項第1号から第4号まで及び第6号に規定するクーリング・オフの権利とは、次に掲げる権利をいう。

一 特定商取引に関する法律（昭和51年法律第57号）第9条第1項、第24条第1項、第40条第1項、第48条第1項及び第58条第1項に規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

二 割賦販売法（昭和36年法律第159号）第35条の3の10第1項及び第35条の3の11第1項から第3項までに規定する契約の申込みの撤回又は契約の解除を行う権利

三 前二号に規定する法律以外の法令の規定又は契約により認められた権利で、前二号に掲げる権利に類するもの

第9条 条例第14条第8号に該当する不適正な取引行為は、次のとおりとする。

一 立替払、債務の保証その他の与信に係る債権及び債務について、重要な情報を提供せず、又は誤信させるような表現を用いて、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

二 与信が消費者の返済能力を超えることが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

三 販売業者等（商品若しくはサービスを販売する事業者又はその取次店等実質的な販売行為を行うものをいう。以下この条において同じ。）の行為が第2条から第4条までに規定するいずれかの行為に該当することを知りながら、又は与信に係る加盟店契約その他の提携関係にある販売業者等を適切に管理していれば、そのことを知り得べき状況にあつたにもかかわらずこれを怠り、与信契約等の締結を勧誘し、又は与信契約等の締結をさせること。

四 与信契約等において、販売業者等に対して生じている事由をもつて消費者が正当な根拠に基づき支払を拒絶できる場合であるにもかかわらず、正当な理由のない電話、訪問その他の不当な手段を用いて、消費者若しくはその関係人に債務の履行を迫り、又は債務の履行をさせること。

五 前各号に掲げるもののほか、与信契約等について、消費者の利益を不当に害するこ

とが明白であるにもかかわらず、与信契約等の締結を勧誘し、若しくは与信契約等を締結させ、又は消費者の利益を不当に害する方法で与信契約等に基づく債務の履行を迫り、若しくは債務を履行させること。

(貸付けの対象費用等)

第10条 条例第24条第1項に規定する貸付けの対象となる訴訟の費用に充てる資金(以下「資金」という。)の範囲は、次のとおりとし、貸付けの額は、その都度知事が定める。

- 一 民事訴訟費用等に関する法律(昭和46年法律第40号)第2章の規定により裁判所に納める費用
- 二 訴訟代理人に支払う手数料及び謝金
- 三 その他訴訟に要する費用で知事が特に資金の貸付けを必要と認めるもの(一件当たりの被害額)

第11条 条例第24条第1項第2号の規則で定める額は、50万円とする。

(貸付けの申請)

第12条 資金の貸付けを受けようとする者は、消費者訴訟資金貸付申請書(様式第1号)を知事に提出しなければならない。

- 2 知事は、前項の申請があつた場合において必要があると認めるときは、その必要と認める書類の提出を求めることができる。

(貸付けの決定)

第13条 知事は、前条に規定する申請書を受理したときは、当該申請に係る書類の審査及び必要な調査を行い、当該申請に係る訴訟が条例第24条第1項各号に掲げる要件に該当していると認めるときは、資金の貸付けの可否及び貸し付ける場合の貸付額を宮城県消費者被害救済委員会(以下「委員会」という。)に諮問するものとする。

- 2 知事は、委員会の答申に基づき貸付けの可否及び貸し付ける場合の貸付額を決定し、申請者に通知するものとする。
- 3 知事は、資金の貸付けを決定する場合には、資金の貸付けに関し、必要な条件を付することができる。

(請求書の提出等)

第14条 前条第2項の規定により資金の貸付けの決定通知を受けた者(以下「貸付決定者」という。)は、消費者訴訟資金貸付請求書(様式第2号)を知事に提出しなければならない。

- 2 貸付決定者は、貸付金の交付を受けたときは、直ちに消費者訴訟資金借用証書(様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(追加貸付け)

第15条 貸付金の交付を受けた者(以下「借受者」という。)は、上訴その他やむを得ない理由により、既に交付を受けた資金に不足を生じたときは資金の追加貸付けを申請することができる。

- 2 前三条の規定は、前項の規定による申請があつた場合に準用する。

(貸付金の返還)

第16条 借受者は、訴訟が終了したときは、その日から起算して3月を経過する日(その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規

定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日（その日が休日に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日）までに貸付金の全額を返還しなければならない。

（違約金）

第17条 知事は、借受者が正当な理由がなく返還期日までに貸付金を返還しなかつたときは、返還期日の翌日から返還の日までの日数に応じ延滞金額につき、年14.5パーセントの割合で計算した違約金を徴収する。

（貸付金の返還免除）

第18条 知事は、次の各号に掲げる場合に、それぞれ当該各号に掲げる額の貸付金の返還を免除することがある。

- 一 訴訟の結果借受者が相手方から金銭等を得られないとき 貸付金の全額
- 二 訴訟の結果借受者が相手方から得る金銭等の額が貸付金の額に満たないとき 貸付金の額から相手方から得る金銭等の額を控除した額
- 三 借受者が死亡した場合において当該訴訟を承継する者がいないとき 知事が相当と認める額
- 四 その他知事が特に必要があると認めるとき 知事が相当と認める額

2 前項の規定により貸付金の返還の免除を受けようとする者は、消費者訴訟資金返還免除申請書（様式第4号）にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査して返還の免除の可否及び額を決定し、申請者に通知するものとする。

（貸付金の返還猶予）

第19条 知事は、借受者が災害その他やむを得ない理由により、貸付金を返還期日までに返還することが著しく困難であると認めるときは、相当と認める期間貸付金の返還を猶予することがある。

2 借受者は、貸付金の返還の猶予を受けようとするときは、消費者訴訟資金返還猶予申請書（様式第5号）にその理由を証する書類を添えて知事に提出しなければならない。

3 知事は、前項に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査して返還の猶予の可否並びに額及び期間を決定し、申請者に通知するものとする。

（貸付決定の取消し等）

第20条 知事は、貸付決定者又は借受者が次の各号のいずれかに該当するときは、その者に対する資金の貸付けの決定を取り消すものとする。

- 一 正当な理由がなく訴訟を提起しないとき。
- 二 貸付けを受けた資金を貸付けの目的以外の目的に使用したとき。
- 三 偽りその他不正な手段により資金の貸付けを受けたとき。

2 知事は、借受者に対する資金の貸付けの決定を取り消した場合は、既に交付した貸付金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

（届出事項等）

第21条 借受者は、次に掲げる場合には、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

- 一 訴訟を提起したとき。

- 二 借受者又は訴訟代理人の住所又は氏名に変更があつたとき。
 - 三 訴訟代理人に変更があつたとき。
 - 四 当該訴訟の承継があつたとき。
 - 五 当該訴訟が終了したとき。
- 2 借受者の相続人は、借受者が死亡したときは、速やかに、その旨を知事に届け出なければならない。

(知事に対する申出の手続)

第22条 条例第41条第1項の規定により知事に対して申出をしようとする者は、次の事項を記載した申出書を提出しなければならない。

- 一 申出をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所の所在地並びに法人にあつては代表者の氏名
- 二 申出の趣旨及び求める措置の内容
- 三 その他参考となる事項

(身分証明書)

第23条 条例第42条第2項に規定する身分を示す証明書は、様式第6号とする。

(公表)

第24条 条例第43条第1項の規定による公表は、報道機関に発表する等広く県民に周知できる方法により行うものとする。

附 則

この規則は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則 (昭和58年規則第43号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年規則第2号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成7年規則第67号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年規則第190号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の消費生活の保護に関する条例施行規則の規定によりされた手続その他の行為は、改正後の消費生活条例施行規則（以下「新規則」という。）中これに相当する規定がある場合には、新規則の相当規定によりされた手続その他の行為とみなす。

附 則 (平成19年規則第55号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年規則第32号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年規則第17号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和2年規則第65号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年規則第130号）

この規則は、公布の日から施行する。